

令和3年(2021年)8月の大雨  
特定災害対策本部会議（第2回）

議 事 次 第

日時：令和3年8月14日（土）10：30～

場所：合同庁舎8号館3階 災害対策本部会議室

1. 開会
2. 今後の気象の見通し
3. 被害状況及び各省庁の対応状況等について
4. 棚橋特定災害対策本部長発言
5. 閉会

# 前線による大雨について

(土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に嚴重に警戒。) 令和3年8月14日9時00分

**<ポイント>** 14日未明から朝にかけて、佐賀県・長崎県・福岡県に大雨特別警報を発表。九州北部地方や中国地方を中心に記録的な大雨となっている。前線は引き続き西日本から東日本に停滞するため、16日にかけて西日本から北日本の広い範囲で重大な災害の発生する可能性が高い。前線は向こう一週間程度は停滞する見込み。

**<概況>** 西日本から東日本にのびる前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込むため、大気の状態が非常に不安定となり、前線の活動が活発な状態が続く。前線は向こう一週間程度本州付近に停滞する見込み。

**<大雨>** 九州北部地方では11日からの降水量が800ミリを超えたところがあり、記録的な大雨となっている。また西日本を中心に、線状降水帯による非常に激しい雨が降りやすい状態となっている。引き続き、16日にかけて西日本から北日本の広い範囲で非常に激しい雨が降り大雨となる所がある見込み。17日以降も雨が降りつづきため、既に記録的な大雨となっている所でも更に大雨が続く、普段雨の少ない山陰から北陸にかけての日本海側や瀬戸内海に面した地域でも大雨となる見込み。

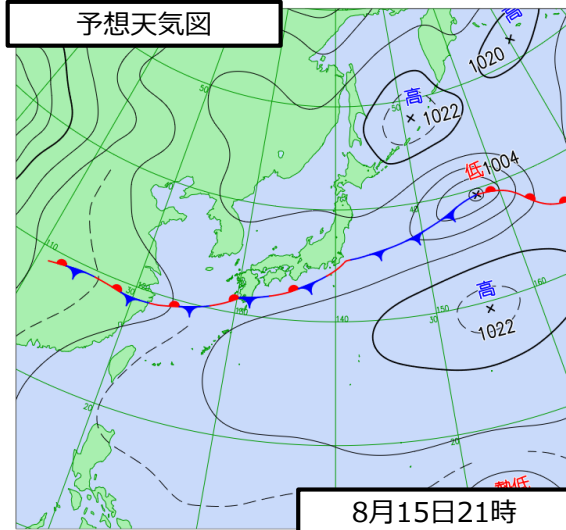
**<警戒事項>** これまでの大雨により、西日本を中心に土砂災害の危険度が非常に高まっている所や、氾濫が発生した河川がある。土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に嚴重に警戒。竜巻など激しい突風にも注意。

実況と予想される雨量 (単位:ミリメートル)

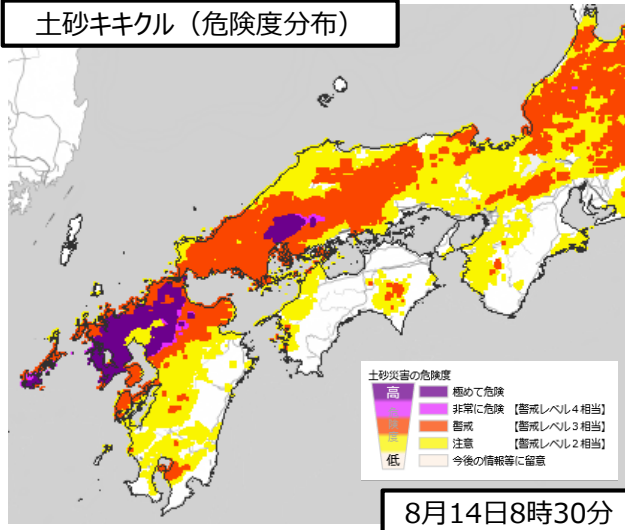
地域	11日0時から 14日08時までの 総雨量(最大値)	15日06時までの 24時間雨量 (予想)	16日06時までの 24時間雨量 (予想)
東北地方	163.5	100	50~100
関東甲信地方	285.0	250	100~150
北陸地方	277.0	180	50~100
東海地方	323.0	300	100~150
近畿地方	390.5	250	100~200
中国地方	362.5	200	50~100
四国地方	489.0	250	100~150
九州北部地方	886.5	250	100~200
九州南部	530.5	250	100~200

日時		14日		15日	16日	17日	18日
		6~18	18~6	6~24			
東北地方	大雨	■	■	■			
関東甲信地方	大雨	■	■	■	■		
北陸地方	大雨	■	■	■	■		
東海地方	大雨	■	■	■	■		
近畿地方	大雨	■	■	■	■		
中国地方	大雨	■	■	■	■		
四国地方	大雨	■	■	■	■		
九州北部地方	大雨	■	■	■	■		
九州南部	大雨	■	■	■	■		

予想天気図

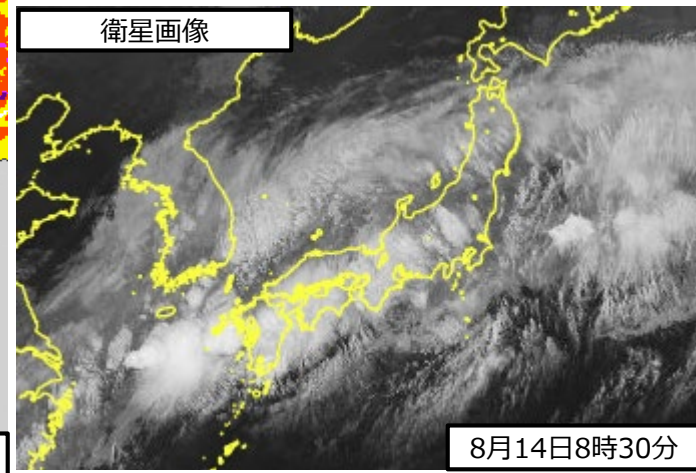


土砂キキクル (危険度分布)



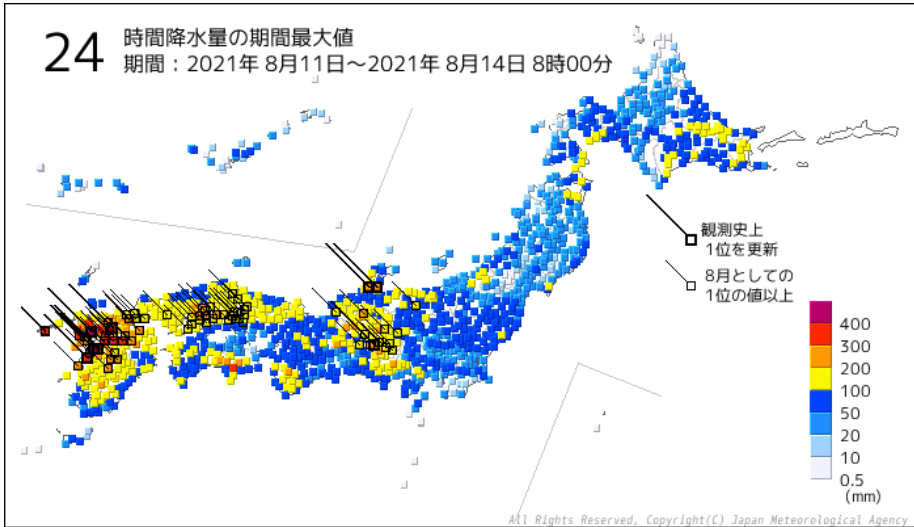
大雨の警報級となる可能性のある期間  
(■可能性がある、■可能性が高い)

衛星画像

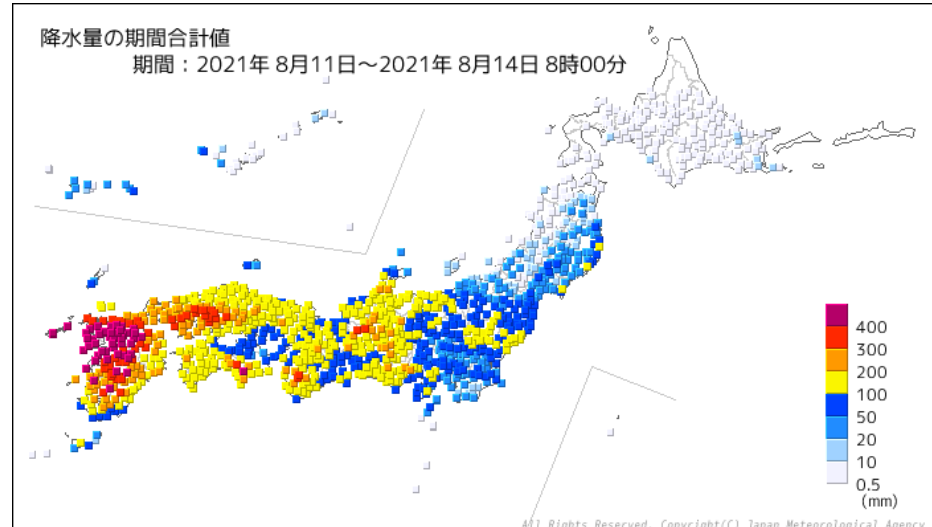


# これまでの降水の状況

**24** 時間降水量の期間最大値  
 期間：2021年8月11日～2021年8月14日8時00分



降水量の期間合計値  
 期間：2021年8月11日～2021年8月14日8時00分



24時間降水量の期間最大値(5mm以上のみ)

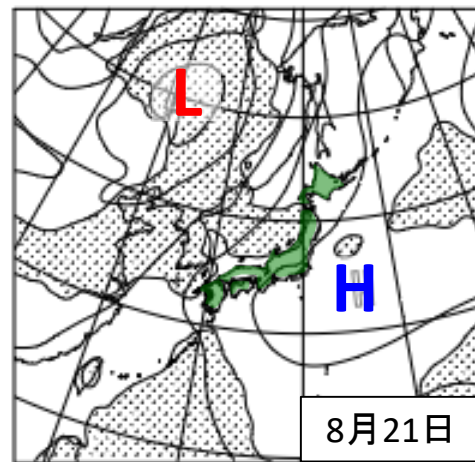
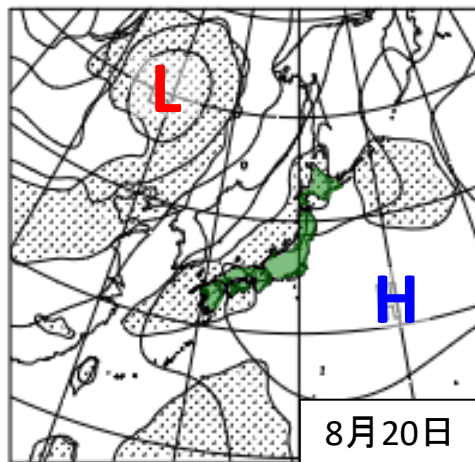
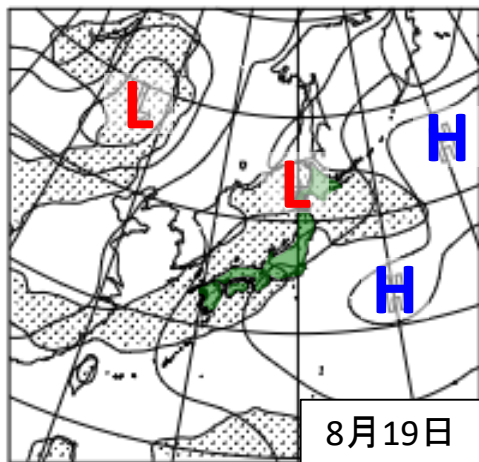
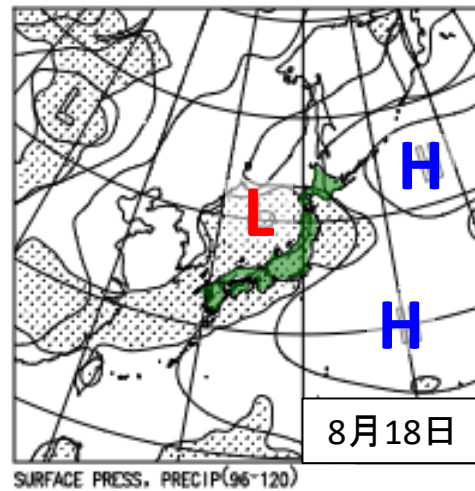
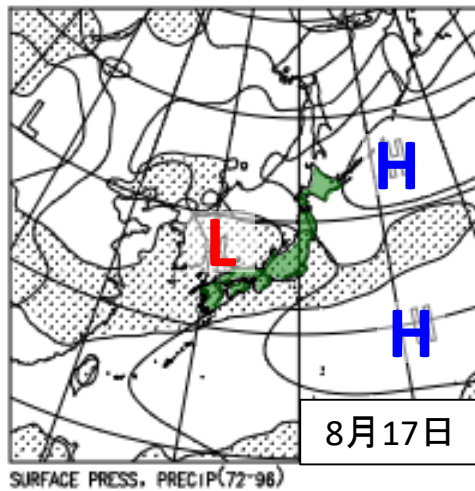
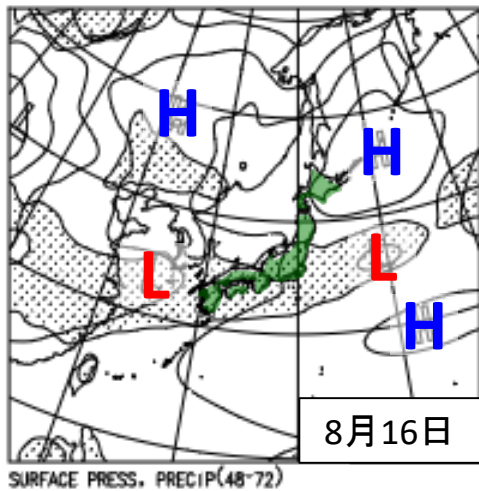
順位	都道府県	市町村	地点	期間最大値	
				mm	年月日 時分(まで)
1	長崎県	雲仙市	雲仙岳(ウンゼンダケ)※1	571.5 ]	2021/08/13 08:20
2	佐賀県	嬉野市	嬉野(ウレシノ) ※1	505.5 ]	2021/08/14 07:20
3	福岡県	大牟田市	大牟田(オオムタ) ※2	397.5 ]	2021/08/13 04:40
4	長崎県	南島原市	口之津(クチノツ) ※2	386.0 ]	2021/08/13 07:40
5	熊本県	天草市	本渡(ホンド) ※1	378.0 ]	2021/08/13 10:40
6	高知県	安芸郡馬路村	魚梁瀬(ヤナセ)	374.5 ]	2021/08/14 08:00
〃	佐賀県	鳥栖市	鳥栖(トス) ※1	374.5 ]	2021/08/14 07:00
8	長崎県	島原市	島原(シマバラ) ※1	370.5 ]	2021/08/13 08:50
9	佐賀県	杵島郡大町町	大町(オオマチ)	369.5 ]	2021/08/14 08:00
10	熊本県	山鹿市	鹿北(カホク) ※2	366.0 ]	2021/08/13 05:40

降水量の期間合計値(5mm以上のみ)

順位	都道府県	市町村	地点	期間合計値
				mm
1	佐賀県	嬉野市	嬉野(ウレシノ)	886.5 ]
2	長崎県	雲仙市	雲仙岳(ウンゼンダケ)*	855.0 ]
3	長崎県	長崎市	長浦岳(ナガウラダケ)	787.5 ]
4	佐賀県	鳥栖市	鳥栖(トス)	777.0 ]
5	佐賀県	佐賀市	佐賀(サガ)*	742.0 ]
6	佐賀県	杵島郡大町町	大町(オオマチ)	710.0 ]
7	福岡県	大牟田市	大牟田(オオムタ)	709.0 ]
8	福岡県	久留米市	久留米(クルメ)	677.5 ]
9	福岡県	柳川市	柳川(ヤナガワ)	671.0 ]
10	長崎県	西海市	西海(サイカイ)	638.0 ]

※1 観測史上一位を更新した地点  
 ※2 これまでの8月の一位を更新した地点

# 今後 1 週間の見通し



※ハッチ域は降水が予想される地域

<ポイント> 前線は向こう一週間程度本州付近に停滞するため、引き続き西日本から北日本の広い範囲で大雨に警戒。



# 8月の大雨による主な被害状況と警察活動



2 警察 庁  
特定災害警備本部  
令和3年8月14日

- 警察庁では、次長を長とする特定災害警備本部を設置
- 全国において警察ヘリや広域緊急援助隊の即応体制を構築

令和3年8月14日 午前7時30分現在

【佐賀県六角川流域】  
六角川の氾濫  
⇒ 避難誘導等を実施  
(機動隊約50人体制)



中国・四国では  
情報収集ヘリ 4機  
救助ヘリ 2機  
が待機

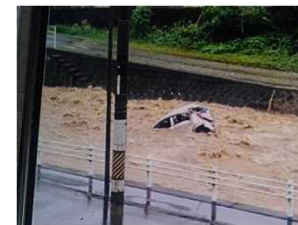


【広島県安芸高田市】  
人が川に流された  
⇒ 県警と消防で捜索を実施し、  
下流で消防が救助済み

大阪・京都・兵庫の広域緊急  
援助隊を九州方面に派遣指示



【広島県広島市】  
「車が流された」との目撃情報  
⇒ 捜索中 (機動隊・署員約50人体制)  
○安否不明者 1名  
広島市内居住の60歳代女性が車で外出  
した後連絡取れず。  
※上記捜索中事案と関連している可能性



【長崎県雲仙市】  
土砂崩れで民家巻き込み  
○死者 1名  
○行方不明者 2名  
○救出済み 1名



⇒ 行方不明者を捜索中 (機動隊・署員約70人体制)

九州では  
情報収集ヘリ 3機  
救助ヘリ 3機  
が待機



## 令和3年8月11日からの大雨による被害及び 消防機関等の対応状況（第5報）

（これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。）

令和3年8月14日（土）8時00分  
消防庁災害対策本部  
※下線部は前回からの変更箇所

### 1 気象の状況（気象庁情報）

- ・顕著な大雨に関する全般気象情報
  - 8月12日 13時59分 発表 福岡県、熊本県
  - 8月13日 9時19分 発表 広島県
  - 8月14日 2時21分 発表 佐賀県、長崎県
- ・大雨特別警報
  - 8月13日 8時45分 発表 広島県（広島市）  
→13時00分 大雨警報に切替え
  - 8月14日 2時15分 発表 佐賀県（武雄市、嬉野市）、長崎県（東彼杵町、川棚町、波佐見町）  
3時30分 発表 佐賀県（多久市、小城市、大町町、江北町、白石町）  
5時05分 発表 佐賀県（鹿島市）、長崎県（長崎市、西海市、佐世保市）  
5時40分 発表 佐賀県（佐賀市）  
5時50分 発表 福岡県（久留米市、小郡市、大川市、大木町）  
6時20分 発表 福岡県（朝倉市）  
6時30分 発表 佐賀県（鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、有田町）

### 2 被害の状況

(1) 119番通報の状況（大雨特別警報が発令された市町村を管轄する消防本部から聴取）

#### 【佐賀県】

- ・佐賀広域消防局：通常より多い（道路冠水、浸水によるもの）
- ・杵籐地区広域市町村圏組合消防本部：通常より多い（道路冠水、浸水によるもの）
- ・伊万里・有田消防本部：通常通り
- ・鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部：通常より多い（道路冠水、浸水によるもの）

#### 【長崎県】

- ・長崎市消防局：通常通り
- ・佐世保市消防局：通常通り

#### 【福岡県】

- ・久留米広域消防本部：多数入電（道路冠水、浸水によるもの）
- ・甘木・朝倉消防本部：通常通り

(2) 人的・住家被害

都道府県	人的被害					住家被害					
	死者	行方不明者	負傷者		合計	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	合計
			重傷	軽傷							
人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	
和歌山県								1			1
広島県			1		1						
愛媛県									3	2	5
福岡県								3			3
佐賀県								0	2	9	11
長崎県	1	2	1		4	2		2		5	9
熊本県								1	1	9	11
大分県									2	2	4
鹿児島県										1	1
合計	1	2	2		5	2		7	8	28	45

【広島県】

- ・庄原市で土砂崩れにより1人が巻き込まれ  
→救出済み（重傷）
- ・家屋浸水あり。現在精査中。

※三次市で住家被害10～20棟程度あり（市役所より聴取）

【長崎県】雲仙市（死者1人、行方不明者2人（捜索中）、重傷1人）

- ・雲仙市小浜町で土砂崩れにより家屋2棟全壊。  
→8月14日7時30分 活動再開

【佐賀県】

- ・武雄市内などで家屋浸水あり。現在精査中。

【島根県】【宮崎県】現在被害なし。

(3) その他の被害（消防本部から聴取）

【広島県】

- ・広島市安佐北区安佐町で車1台が川に転落したとの通報あり。  
→現在捜索中。
- ・北広島町本地、丁保余原、木次地区で河川氾濫により17人の孤立発生  
→救出済み（負傷者なし）

【佐賀県】

- ・武雄市で自動車浸水により6人が取り残され  
→救出済み（負傷者なし）
- ・武雄市で住家浸水により2人の孤立が発生  
→救出済み（負傷者なし）

3 避難指示等の状況

都道府県	警戒レベル5					警戒レベル4				
	緊急安全確保					避難指示				
	市	町	村	世帯	人数	市	町	村	世帯	人数
新潟県						1			21	33
富山県						2			485	1,151
福井県							1		268	908
長野県							1		200	429
岐阜県						7	1		28,127	68,594
愛知県						2			77,245	172,876
滋賀県						1			24,303	54,585
京都府						1			1,612	3,729
兵庫県						1			48	103
鳥取県							1		8	17
島根県						1			3,115	5,803
岡山県						2			5,511	12,451
広島県	2	1		6,318	13,197	12	8		458,007	978,847
山口県						2			432	920
徳島県							1		601	1,067
愛媛県						1			1,080	2,577
福岡県	3			173,606	386,745	21	22	1	360,856	763,820
佐賀県	5	3		68,868	174,576	6	7		270,402	639,765
長崎県	3	3		336,629	709,330	7	4		215,007	489,854
熊本県						13	14	4	304,265	689,183
大分県						4	2		39,085	86,433
鹿児島県						0			0	0
合計	13	7		585,421	1,283,848	84	62	5	1,790,678	3,973,145

#### 4 都道府県における災害対策本部等の設置状況

##### (1) 災害対策本部

【岐阜県】	8月13日	15時03分	設置
【愛知県】	8月13日	16時52分	設置
【三重県】	8月13日	18時13分	設置
【広島県】	8月12日	14時00分	設置
【福岡県】	8月12日	17時00分	設置
【佐賀県】	8月14日	2時15分	設置
【長崎県】	8月14日	2時15分	設置

##### (2) その他警戒体制等

【設置】宮城県、福島県、富山県、石川県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

#### 5 緊急消防援助隊の活動等

8月13日 九州、中国地方を対象とした緊急消防援助隊の出動体制を確認中

8月14日 西日本の消防防災ヘリコプター計14機が待機中

#### 6 消防庁の対応

8月12日	11時00分	応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）
	11時51分	都道府県、指定都市に対し「前線による大雨についての警戒情報」を発出
8月13日	8時45分	国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部に改組（第2次応急体制）
	8時54分	大雨特別警報が発表された広島県に対し適切な対応及び被害報告について要請
	9時50分	消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部に改組（第3次応急体制）
	15時18分	都道府県に対し「災害時におけるドローンの活用について」を発出
8月14日	2時16分	大雨特別警報が発表された佐賀県、長崎県に対し適切な対応及び被害報告について要請
	5時20分	大雨特別警報が発表された福岡県に対し適切な対応及び被害報告について要請
	7時15分	杵藤地区広域市町村圏組合消防本部において、令和元年に危険物流出事故が発生した事業所に対する注意喚起等を指導済みであることを確認

問い合わせ先 消防庁災害対策本部 広報班 TEL 03-5253-7513 FAX 03-5253-7557
---



## 1 対策本部等設置状況

- 海上保安庁対策本部設置(8月13日)
- 第六管区海上保安本部対策本部設置(8月13日)
- 第七管区海上保安本部対策本部設置(8月13日)
- 第十管区海上保安本部豪雨災害対策室(8月13日)

## 2 対応状況

- (1) 巡視船艇71隻、航空機10機(固定翼機4機、回転翼機6機) 即応待機中  
(ヘリ搭載型巡視船及びヘリ甲板付巡視船を九州西方～有明海前進配備中)
- (2) リエゾン派遣  
福岡県庁(1名)、佐賀県庁(2名)、長崎県庁(1名)、熊本県庁(2名)
- (3) 航行警報・海の安全情報の発出(事故防止に係る注意喚起)
- (4) 自治体等関係機関との連絡体制強化
- (5) ドローンを第七管区海上保安本部(門司)から佐賀県向け輸送中

## 3 主な被害情報等

- ・広島県鈴張川において車両転落情報  
巡視艇による河口部の捜索実施  
(8月13日1400～1600実施済、14日1000～1200実施予定)

## 4 その他参考事項

- ・自治体からの支援要請等なし



# 令和3年8月の大雨に係る災害派遣について

※ 数値等は全て速報値のため、今後変更される可能性があります。

## 概要

- 11日(水)から日本付近に停滞している前線により、向こう一週間程度は西日本から北日本にかけ広い範囲で大雨が継続するおそれ。
- 九州北部地方では、断続的に非常に激しい雨が降って記録的な大雨となっている所がある。今後も、西日本から北日本の広い範囲で大雨となる見込み。
- 13日(金)に内閣総理大臣指示が発出。これを踏まえ同日、防衛大臣の指示を発出。

### <防衛大臣の指示の概要>

- ・早急に被害状況を把握できるよう、関係府省庁及び自治体と緊密に連携し、情報収集に努めること。
- ・被害が発生した場合に備えて、あらゆる手段を活用した情報収集活動を実施するとともに、人命救助を第一義とした救援活動の準備に万全を期すこと。

## 防衛省・自衛隊の対応

### 1 連絡員（LO）の派遣

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、広島県及び愛知県の47箇所の自治体等に対し約110名の連絡員を派遣。

### 2 情報収集活動

陸上自衛隊西部方面隊及び中部方面隊において、情報収集及び映像伝送を行うためのヘリコプター（UH-1）×合計4機が待機中。

### 3 初動対処部隊

陸上自衛隊西部方面隊において約730名、中部方面隊において約170名が初動対処のため待機中。

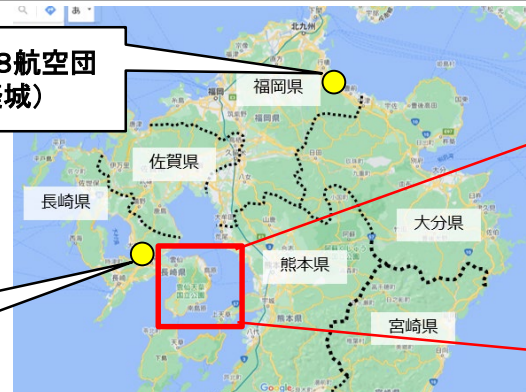
## 長崎県雲仙市における災害派遣活動

- 13日(金)未明に長崎市雲仙市において発生した土砂崩れに関し、13日(金)1545、陸上自衛隊第16普通科連隊長(大村)は、長崎県知事から安否不明者の人命救助に係る災害派遣要請を受理。
- 14日(土)早朝より、第16普通科連隊及び航空自衛隊第8航空団(築城)は、約70名の態勢をもって、被災現場に小型ショベルドーザ×1両及び救助犬×2頭を投入し、警察・消防と連携して人命救助活動を開始。

### 位置関係図

空自第8航空団  
(築城)

陸自第16普通科連隊  
(大村)



# 6 総務省

令和3年8月14日(土)8:00 現在  
総務省

## 8月の大雨による被害状況等について（第4報）

### I 被害状況

#### 1. 通信関係

	事業者(サービス名)	被害状況等
固定 (注1)	NTT 東日本	・被害情報なし
	NTT 西日本	・被害情報なし
	NTT コミュニケーションズ	・被害情報なし
	KDDI	・被害情報なし
	ソフトバンク	・被害情報なし
携帯電話等 (注2)	NTT ドコモ	・1市の一部エリアに支障あり→ <u>エリア支障なし</u> ※合計6→3局停波 (内訳) 岡山県 3→0局、熊本県 1局、大分県 2局
	KDDI (au)	・2市の一部エリアに支障あり ※支障エリアを含む自治体は以下のとおり。 広島県(2市) 広島市、安芸高田市 ※役場エリアに支障なし。 ※合計24局停波 (内訳) 広島県 24局
	ソフトバンク	・被害情報なし
	楽天モバイル	・被害情報なし

(注1) 事業者が把握可能な通信ビルの被害情報を記載。「被害情報なし」であっても、通信ビルから利用者宅の設備(電柱や通信ケーブル等)の罹災により固定電話等が利用できない場合がある。

(注2) 主な停波原因は伝送路断及び停電。「役場エリア」とは、市町村役場(本庁舎)をカバーするエリア。

#### ○防災行政無線

- ・都道府県防災行政無線：被害情報なし
  - ・市町村防災行政無線：被害情報なし
- (注) 自治体が把握可能な範囲の情報を記載。

#### 2. 放送関係

被害情報なし

#### 3. 郵政関係

##### <窓口業務関係>

- ・大雨の影響により、島根県1局、広島県38局、高知県1局、福岡県42局、佐賀県17局、長崎県25局、熊本県105局、大分県20局、鹿児島県17局の計266局が窓口業務を

休止

<配達業務関係>

- ・ 広島県 6 局、佐賀県 2 局、長崎県 4 局、熊本県 12 局の計 24 局が配達休止
- ・ 佐賀県 1 局、熊本県 2 局の計 3 局が配達見合せ

Ⅱ 総務省の対応状況

- 8 月 12 日(木)11 時 00 分、大臣官房総務課に情報連絡室を設置
- 8 月 13 日(金)11 時 00 分、情報連絡室を災害対策本部（長：大臣官房長）に改組
- 8 月 13 日(金)、総務省災害関係局長級会議（第 1 回）・総務省災害対策本部会議（第 1 回）開催（メール開催）
  
- リエゾン派遣
  - ・ 通信サービス等の確保に関しては、8 月 13 日(金)MIC-TEAM（災害時テレコム支援チーム）として、職員 1 名を福岡県に派遣。
  
- 人的支援について
  - ・ 8 月 13 日（金）、大雨特別警報が発令された広島県に対し「8 月 11 日からの大雨への対応について」を発出し、被災自治体だけでは災害対応が困難な場合は、躊躇なく応援職員の派遣要請を行うよう連絡。  
同日、全都道府県に対しても「8 月 11 日からの大雨への対応について」を発出。
  
- 市町村の行政機能の確保状況（8 月 13 日（金）12：30 現在）
  - ・ 市町村の行政機能の確保状況について、大雨特別警報が発令された広島県広島市への聞き取りを行ったところ、庁舎への被害はなく、災害対応業務に支障は生じていない。

○ 総務省災害対策用移動通信機器の貸与状況

貸出自治体	貸出機器	台数	(参考) 事業者等貸出数
自衛隊（西部方面隊）	携帯電話	—	80
	タブレット		8

- 関係機関への依頼状況
  - ・ 各地方総合通信局に対して、被災自治体・通信事業者等との連携による迅速な復旧対応、プッシュ型による積極的な災害対策用移動通信機器の貸出等を依頼
  - ・ 東京・大阪備蓄分の無線機等について、中国地方へ計 100 台・九州地方へ計 154 台を移送中

Ⅲ 事業者等の対応状況

1. 通信関係

(1) 災害用伝言サービス

NTT 東日本、NTT 西日本、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクが災害用伝言サービスを展開中。

(2) 車載型基地局、移動電源車、可搬型発電機等の稼働状況

・ KDDI

車載型基地局 1 台（広島県安芸高田市）

## 2. 避難所等支援

○携帯電話等貸出状況（再掲：上記Ⅱ「(参考)事業者貸出数」)

・NTT ドコモ

携帯電話 80 台、タブレット 8 台

大臣官房総務課防災・調整係

電 話 03-5253-5090

F A X 03-5253-5093



厚生労働省  
令和3年8月14日  
07時00分現在

## 令和3年（2021年）8月の大雨について（第3報）

### 1 厚生労働省における対応

- (1) 8/12 11:00 厚生労働省災害情報連絡室設置
- 8/13 11:30 厚生労働省災害対策本部設置
- 8/13 17:45 第1回厚生労働省災害対策本部会議開催

### 2 医療関係

#### (1) 医療関係全般

- ・各都道府県に対し、大雨の影響による医療施設等の被害情報について EMIS 等を通じた情報収集、情報提供を依頼。また、都道府県等を通じて、管内施設管理者に対し、気象・防災情報に留意しつつ、必要な行動をとるよう注意喚起を依頼（8/12）。
- ・8月13日（金）に予定していたEMISのメンテナンス作業を今回の対応のために延期とし、関係者に周知。（8/12）

#### (2) EMIS の運用状況（8月14日5時00分時点）

8月11日	大分県	EMIS	警戒モードに切り替え。
8月11日	鹿児島県	EMIS	警戒モードに切り替え。
8月12日	広島県	EMIS	警戒モードに切り替え。
	→13日	EMIS	災害モードに切り替え。
8月12日	福岡県	EMIS	警戒モードに切り替え。
8月12日	熊本県	EMIS	警戒モードに切り替え。
8月12日	長崎県	EMIS	警戒モードに切り替え。
8月13日	佐賀県	EMIS	警戒モードに切り替え。
8月13日	愛知県	EMIS	警戒モードに切り替え。
8月14日	滋賀県	EMIS	警戒モードに切り替え。

#### (3) 医療施設の被害状況（8月14日5時00分時点）

- ・広島県内の医療機関の浸水状況としては、1医療機関に浸水被害あり。健康被害報告はなし。

＜広島県＞

二次医療圏名	種別	浸水	断水	停電	備考

広島	病院	●	二	二	・浸水に対しては、垂直避難を実施済み（10名）。
----	----	---	---	---	--------------------------

※大分県、鹿児島県、福岡県、熊本県、長崎県、佐賀県、愛知県、滋賀県では、EMIS 情報及び県庁情報で、現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(4) DMAT 活動状況（8月14日5時00分時点）

活動中 DMAT 隊総数 3

活動を行っている場所：合計 1 県

広島県（3）

<DMAT の主な活動>

	活動中の DMAT 隊総数	内訳			
		本部活動※1	病院支援	移動中※2	その他※3
合計	3	3	0	0	0

※1 本部活動とは、都道府県調整本部等の支援、被災医療機関の情報の収集、患者の搬送手段の確保の調整などであり、派遣後の現地での待機も含む。

※2 次の活動先に移動中など。

※3 その他には、避難所支援等を含む。

(5) DPAT 活動状況（8月13日 22時00分時点）

広島県 DPAT 調整本部を設置（8/13）。

(6) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売販売業関係

- ・都道府県・業界団体等に対して注意喚起を行うとともに被害状況の確認を依頼（8/11）
- ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

3 生活衛生・食品安全関係

(1) 水道の被害状況

- ・水道事業者等に対して、水道施設の被害等に対する警戒及び二次災害への留意を要請。併せて、都道府県等に対して、断水等被害情報の積

極的な収集及び円滑な連絡・対応を要請（8/12）。

- ・ 広島県、長崎県、熊本県内の6事業者において、水源の濁り、水道管の損壊等により 10,651戸が断水中（広島県、長崎県、熊本県内の8事業者において 最大断水戸数 \*11,253戸、うち 602戸が解消済み）。

※各市町村の最大断水戸数の合計

- ・ （公社）日本水道協会の支援等により応急給水実施中。
- ・ 引き続き情報収集に努める。

県・市町村 ・事業者名	断水戸数（戸）		断水 期間	被害等の状況
	最大	現在		
【広島県】 あきたかたし 安芸高田市	74	74	8/13～	・ 詳細確認中 ・ 応急給水実施中
きたひろしまちょう 北広島町	68	68	8/13～	・ 詳細確認中 ・ 住民全員避難中
【長崎県】 みなみしまばらし 南島原市	253	5	8/13～	・ 道路崩落に伴う配水管の損壊による断水 ・ 応急給水実施中 ・ 応急復旧実施中
【熊本県】 おぐにまち 小国町	132	132	8/12～	・ 河川沿いの配水管破損 ・ 応急給水実施中 ・ 応急復旧準備中
れいほくまち 苓北町	1	1	8/13～	・ 道路崩落に伴う水道管損壊による断水 ・ 応急復旧準備中
やつしろ 八代生活環境 事務組合（ やつしろし 八代市、 ひかわちょう 氷川町）	10,371	10,371	8/13～	・ 水源の濁り及び水質悪化による断水 ・ 応急給水実施中 ・ 天候回復に伴う水源水質改善待ち
合計	10,899	10,651		

#### 断水解消済み

【長崎県】 さいかいし 西海市	3	0	8/13	・ 橋梁に添架している水道管の損壊による断水（復旧済み）
【熊本県】 あまくさし 天草市	351	0	8/13	・ 道路崩落に伴う水道管損壊等によ

				る断水（復旧済み）
合計	354	0		

## (2) 食中毒予防対策

令和3年（2021年）8月の大雨について、都道府県等に対し、設置された避難所での食中毒発生予防のため、厚労省から提供した予防のポイントをまとめたリーフレットファイル等も活用した継続的な啓発の実施及び食中毒（疑いを含む）発生時の厚生労働省との迅速な情報共有について依頼した（8/13）。

## 4 社会福祉施設等関係

### (1) 高齢者関係施設の被害状況

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

### (2) 障害児・者関係施設の被害状況

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

### (3) 児童関係施設等の被害状況

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

### (4) その他

各都道府県・指定都市・中核市に対し、大雨等の影響による社会福祉施設等の被害情報の収集体制の確保や停電時の支援体制の確認とともに、速やかな被害状況の把握と情報提供を依頼。併せて、都道府県等を通じて、社会福祉施設等の管理者に対し、気象・防災情報やハザードマップに留意しつつ、早期避難など必要な対策をとるよう注意喚起を依頼（8/12）。

## 5 保健・衛生関係

### (1) 人工透析

各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した（8/12）。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した（8/12）。

広島県において透析スケジュールに影響が出た施設が1施設あるが、当該施設での透析実施は可能。8月13日及び14日に透析予定の約90名について、当該施設での実施に関するスケジュール調整及び他施設で実施するか

について調整中。(8/13)

引き続き情報収集に努める。

(2) 人工呼吸器在宅療養難病患者

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（8/12）。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼（8/12）。

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 公費負担医療

公費負担医療（原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等）について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に事務連絡を发出（8/13）。

※ 「【事務連絡】令和3年8月11日からの大雨による災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（令和3年8月13日付け関係課連名事務連絡）

(4) 被災者の健康管理

○ 都道府県、保健所設置市、特別区に、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するため、以下の事務連絡等を送付し、被災者への対応を要請した。引き続き情報収集に努める。

- ・「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」について（令和3年8月13日付け健康局健康課事務連絡）
- ・「避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防について」（令和3年8月13日付け健康局健康課事務連絡）
- ・「被災地における熱中症予防について」（令和3年8月13日付け健康局健康課事務連絡）
- ・「管轄避難所等情報の記録様式について」（令和3年8月13日付け健康局健康課事務連絡）

○ 都道府県、保健所設置市、特別区に対し、「令和3年8月11日からの大雨に係る被害地域における感染症予防対策等について」（令和3年8月13日付け健康局結核感染症課事務連絡）を发出し、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、地域の実情に応じて、(1)～(6)に留意のうえ、感染症予防対策としての消毒及び害虫等対策等を円滑かつ適切に実施す



るよう要請した。

- (1) 避難所における感染防止対策（被災者や関係者の咳エチケットやマスクの着用・手指衛の実施、避難所のトイレや床の清掃等を通じた衛生管理）
- (2) 自然災害時の感染症対策に関するガイダンス（管内市町村や住民への感染予防対策の周知）
- (3) 国立感染症研究所等の災害時の専門課家派遣体制（派遣要請に応じた感染症対策の専門家の派遣）
- (4) 感染症予防事業費の活用
- (5) 消毒液や委託業者の人手の不足状況の把握及び調整
- (6) がれき撤去等の作業に専門的に従事する方への防じんマスク着用の勧奨

(5) その他

- 感染症指定医療機関、病原体管理施設の被害状況
  - ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

## 6 薬局、薬剤師、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

- ・各都道府県等に対し、大雨についての注意喚起とともに、薬局の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（8/12）。
- ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 輸血用血液製剤

- ・日本赤十字社等に対し、大雨についての注意喚起とともに、輸血用血液製剤関係の被害情報等の収集と共有を行うよう依頼（8/12）。
- ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 毒物劇物

- ・各都道府県等に対し、大雨についての注意喚起とともに、毒物劇物関係の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（8/12）。
- ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

## 7 障害福祉関係

○ 被災した要援護障害者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等に

よる定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（8/13広島県）。

○ 避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について

災害救助法が適用された自治体に対して、避難所等で生活する障害児者やその家族に対する支援に当たって、障害特性等に応じた特段の配慮を講ずるよう要請（8/13広島県）。

○ 障害児者の安否確認等について

市町村が障害児者についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を周知（8/13広島県）。

○ 特別児童扶養手当等に係る提出書類の省略等について

特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の損害を受けた被災者に係る所得制限の特例措置等について都道府県等に要請（8/13）

○ 指定就労継続支援A型事業者の運営に関する基準の取扱い等について

被災した就労継続支援A型事業所等について、生産活動収入の減少が見込まれるときには、自立支援給付を賃金等に充てても差し支えない旨を都道府県等に周知。（8/13）

○ 災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について

定員やサービスについて把握・調整・配慮要請、および措置負担に係る特例の通知。（8/13）

○ 障害児入所施設等の人員基準等の取扱いについて

人員、設備基準の柔軟な取扱いを可能とする旨の通知。（8/13）

## 8 介護保険関係

### (1) 利用者関係

○ 被災した要介護高齢者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（8/13広島県）。

当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県にも連絡（8/13）。

また、各都道府県および被災地市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出（8/13）。

○ 被災した要介護高齢者等の安否確認等について

市町村が要介護高齢者等について、地域包括支援センターや介護支援専門員等への協力依頼等の方法により、安否確認を行うとともに、必要なサービス提供につなげる旨を周知（8/13広島県）。

○ 避難所等で生活する要介護高齢者への配慮事項等について

災害救助法が適用された自治体に対して、避難所等で生活する要介護高齢者に対する支援にあたって、必要なサービスが受けられるよう、居宅介護支援事業者等に協力を依頼するよう要請（8/13広島県）。

## 9 児童福祉関係

### (1) 事業者関係

○ 各都道府県等に対して、被災地に応援職員を派遣する施設（派遣元施設）において、被災地に職員を派遣したことで、派遣元施設における職員が一時的に不足し、人員配置基準を満たさなくなる場合等の、人員及び設備等の基準の適用を、柔軟に取り扱って差し支えない旨を周知。（8/13）

○ 各都道府県等に対して、児童相談所が被災地域において支援を必要としている子ども等の把握に努め、関係機関と連携して支援を行う体制を構築するとともに、被災地域における子ども等への相談支援を積極的に行うよう要請。（8/13）

### (2) その他

○ 各都道府県等に対して、被災した要援護者への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請。（8/13）

・被災地域の児童養護施設等に入所する児童等の広域的な受入体制の構築

・当該児童等に係る費用徴収の減免措置等が行える等

○ 各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。（8/13）

・児童扶養手当の認定等に係る提出書類の省略や所得制限に係る特例措置

・母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の支払いの猶予等

## 10 医療保険関係

○ 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（8/13）。

※「令和3年8月11日からの大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」（令和3年8月13日付け保険局医療課事務連絡）を送付（8/13）。

○ 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨等を周知。

※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（令和3年8月13日付け保険局保険課事務連絡）を送付（8/13）。

○ 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（令和3年8月13日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付（8/13）。

※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

○ 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「令和3年8月11日からの大雨による災害に関する後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（令和3年8月13日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付（8/13）。

## 11 年金関係

○ 日本年金機構に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう指示するとともに、各市町村に対しても周知（8/13）。

※平成16年12月10日に発出した「災害に伴う国民年金保険料の免除事務について（通知）」の再周知について、令和3年8月13日付け厚生労働省年金局事業管理課長通知を送付。

## 1 2 消費生活協同組合関係

- 共済事業を行う消費生活協同組合に対し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を周知。(8/13)

## 1 3 地方支分部局関係

### (1) 管内の状況

- ・ 8/13午後、広島労働局管内の一部署所について閉庁又は公共職業安定所の雇用保険部門を除き業務停止する。  
閉庁：三次監督署、広島北監督署  
雇用保険業務を除き業務停止：広島西条所、三次所、安芸高田出張所、可部所、広島東所
- ・ 佐賀労働局管内の佐賀所について、8/13開庁延長（18時まで）中止及び8/14臨時閉庁。
- ・ 長崎労働局管内のハローワークプラザ長崎（ハローワーク長崎の庁舎外窓口：第2、4土曜に開庁）について、8/14臨時閉庁。

以上



## 8月11日からの大雨に係る農林水産関係の被害状況（第5報）

農林水産関係の被害状況等を報告します。

## 1 ため池・ダム等の被害情報

## (1) 防災重点ため池

・被害情報なし。

県名	防災重点 ため池数	点検済み	異常		備考
			異常なし	異常あり	
広島県	166	0	—	—	
福岡県	184	0	—	—	
佐賀県	756	0	—	—	
長崎県	217	0	—	—	
計	1,323	0	—	—	

※大雨特別警報が発表された場合、緊急点検を実施（警報が解除されたところから調査開始）

## (2) ダム

・被害情報なし。

## 2 農作物等の被害

・現時点で被害の報告はありません。  
（長崎県における山地災害については確認中）

## 3 職員派遣（MAFF-SAT）

・九州農政局が福岡県に6名派遣（8月13日（金））

## 4 農林水産省の対応

<本省>

- ・大臣官房地方課災害総合対策室に8月11日からの大雨に関する農林水産省災害情報連絡室設置（8月12日（木））
- ・7ダムで事前放流を実施（長野県：牧尾ダム、愛知県：羽布ダム、岡山県：黒木ダム、久賀ダム、北房ダム、大佐ダム、明治ダム）
- ・8月11日からの大雨に関する農林水産省緊急自然災害対策本部へ改組、幹事会（第1回、第2回）を持ち回り開催（8月13日（金））（8月11日からの大雨に関する関係閣僚会議（第1回）及び8月の大雨に係る特定災害対策本部会議（第1回）の内容、大臣指示を、省内各局庁及び地方農政局等へ情報共有）

### <地方農政局等>

- ・前線による大雨に係る中国四国農政局災害対策連絡会を設置（8月12日（木））
- ・8月11日からの大雨に係る九州農政局災害対策本部を設置、第1回を開催（8月12日（木））（気象等の情報共有）
- ・8月11日からの大雨に係る北陸農政局災害対策連絡会議を設置、第1回を開催（8月13日（金））（気象等の情報共有及び被害情報の収集等を指示）
- ・8月11日からの大雨に係る近畿農政局災害対策本部を設置、第1回を開催（8月13日（金））（被害情報の収集強化等を指示）
- ・8月11日からの大雨に係る中国四国農政局災害対策本部を設置、第1回を開催（8月13日（金））（気象等の情報共有）
- ・8月11日からの大雨に係る九州農政局災害対策本部（第2回、第3回）を開催（8月13日（金））（気象及び被害等の情報共有）

### <森林管理局>

- ・前線による大雨に係る近畿中国森林管理局災害情報連絡室を設置（8月12日（木））
- ・前線による大雨に係る四国森林管理局災害情報連絡室を設置（8月12日（木））
- ・8月11日からの大雨に係る九州森林管理局災害対策本部を設置（8月12日（木））
- ・前線による大雨に係る中部森林管理局災害情報連絡室を設置（8月13日（金））
- ・前線による大雨に係る近畿中国森林管理局災害対策本部を設置（8月13日（金））

## 5 地方公共団体等に対する情報提供

### <8月11日（水）>

- ・九州農政局が「大雨等による農作物等の被害防止に向けた注意喚起について」を通知

### <8月12日（木）>

- ・大臣官房が前線による大雨に係る関係省庁災害警戒会議の概要を、地方農政局等を通じて地方自治体の関係部局に共有し、連絡体制を確認
- ・大臣官房がMAFFアプリや省公認のフェイスブック及びツイッターを活用し、直接農林漁業者に対し、前線による大雨に厳重に警戒することを呼びかけ
- ・林野庁が「前線による大雨に伴う山地災害の未然防止について」を通知
- ・水産庁が「台風の接近に伴う大雨等による被害に対する水産多面的機能発揮対策事業の活用について」を通知

< 8月13日（金） >

- ・水産庁が「8月11日からの大雨に対する備えと被害報告等について」を通知
- ・水産庁が「梅雨期及び台風期における水産関係の被害防止に向けた対応について」を通知

前線による大雨に伴う被害について  
(8月14日(土)7:00時点 <第5報> )

令和3年8月14日  
経済産業省

■経済産業省では、8月12日(木)11:00に災害連絡室を設置。

■現時点で把握している経済産業省関連の被害状況は以下のとおり。

※下線は変更・追記箇所

## 1. 電力

- 東北電力管内 停電：約330戸
  - ・岩手県 約30戸(8:00頃復旧見通し)
  - ・福島県 約300戸(原因調査中)
  
- 東京電力管内 停電：約1,820戸
  - ・茨城県 約400戸(原因調査中)
  - ・千葉県 約1,200戸(8:00過ぎに復旧見通し)
  - ・山梨県 約190戸(8:00頃復旧見通し)
  - ・静岡県 約30戸(9:00過ぎに復旧見通し)
  
- 関西電力管内 停電：約1,550戸
  - ・京都府 約1,480戸(8:30復旧見通し)
  - ・和歌山県 約70戸(7:30復旧見通し)
  
- 中部電力管内 停電：約190戸
  - ・長野県 約40戸(原因調査中)
  - ・静岡県 約140戸(原因調査中)
  
- 中国電力管内 停電：約50戸
  - ・岡山県 約30戸(午前中復旧見通し)
  - ・広島県 約20戸(原因調査中)
  
- 四国電力管内 停電解消
  
- 九州電力管内 停電：約210戸
  - ・福岡県 約10戸(原因調査中)
  - ・佐賀県 約10戸(原因調査中)
  - ・長崎県 約20戸(原因調査中)
  - ・鹿児島県 約170戸(原因調査中)

・電力各社等との連絡体制を構築済み。

## 2. ガス

- 都市ガスについて、被害情報なし。
  - ・業界団体との連絡体制を構築済み。
- LPガスについて、被害情報なし。
  - ・関係団体との連絡体制を構築済み。

## 3. 高圧ガス・火薬類

- 高圧法および石炭法に係る設備における被害情報なし。
  - ・関係機関との連絡体制を構築済み。
- 鉱山及び火薬関係での被害情報なし。
  - ・産業保安監督部、関係団体との連絡体制を構築済み。

## 4. 製油所・油槽所、SS

- 製油所・油槽所について、被害情報なし。
  - ・業界団体及び元売各社と情報収集体制を構築済み。
- SSについて、被害情報なし。
  - ・関係団体との連絡体制を構築済み。

## 5. コンビニ

- 被害情報なし。
  - ・関係企業との連絡体制を構築済み。

## 6. 工業用水関係

- 被害情報なし。
  - ・地方経産局との連絡体制を構築済み。

## 7. 製造業等

- 被害情報なし。
  - ・関係団体との連絡体制を構築済み。

## 8. 中小企業

- 災害救助法の適用を受け、8月13日（金）に広島県に対し、
  - ①中小企業関係団体等による特別相談窓口の開設
  - ②災害復旧貸付の実施
  - ③セーフティネット保証4号の適用

④既往債務の返済条件緩和等への柔軟な対応の要請

⑤小規模企業共済災害貸付の適用等の初動措置  
を発動。

<災害救助法の適用地域> (8月13日18時時点)

・広島県(2市1町)

広島市安佐北区、安芸高田市、山県郡北広島町

8月14日 9時30分公表

令和3年8月14日  
内閣府（防災担当）

永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会 へ公表

## 令和3年8月11日からの大雨による災害にかかる 災害救助法の適用について【第3報】

### 1. 災害の概要

令和3年8月11日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、広島県は 3市 1町に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<b>【広島県】</b> 広島市安佐北区 (ひろしましあさきたく) <u>三次市</u> (みよし) 安芸高田市 (あきたかたし) 山県郡北広島町 (やまがたぐんきたひろしまちょう)	8月12日	8月11日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

### 2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置 等

本件問合せ先  
 内閣府政策統括官（防災担当）付  
 参事官（被災者生活再建担当）付  
 阿部、森戸、柚上、戸倉、山地  
 TEL 03-5253-2111（内線51276）  
 03-3503-9394（直通）